

第6章 医療法人の事業譲渡・合併・解散等

第1節 事業譲渡

1 事業譲渡の可能性

医療法人が開設している医療事業をいわゆるM&Aで他の医療法人に譲渡することが、一部で行われています。

不採算事業を分離して譲渡するケースや、診療報酬の不正請求により廃止される事業を承継するケース、有償で事業を譲渡するケースなどがあります。

事業譲渡を行う場合は、まず主務官庁との打ち合わせが必要です。なぜなら、事業を引き継げるか否かは、主務官庁によって対応が異なるからです。

S県では事業引継ぎに利用できたスキームがF県では利用できないというケースもあります。

2 事業引継ぎの位置付け

事業引継ぎは、従前の事業廃止と、新規の事業開始を同時に行うことです。

例えば、A医療法人（新開設医療法人）がB医療法人（前開設医療法人）のC事業（継続事業）を、6月1日付で引き継ぐ場合、5月31日付で前開設医療法人が継続事業を廃止し、新開設医療法人が6月1日付で継続事業を開始する手続きを行います。

この場合、継続事業は設備等を引き続き使用するとしても、新開設医療法人にとって事業の新規開設になりますので、新規開設の要件を満たすことが必要です。

継続事業を実施するに十分な人員を確保するとともに、有資格者配置の根拠として医師や看護師などの全員分の免許証の確認手続きなどが必要になります。

また、施設基準も新規開設と同様である必要があり、前施設開設医療法人では認められていた経過措置事項も、新開設医療法人では原則として認められません。